

珠洲市公営住宅入居助成金事業

助成内容

令和6年能登半島地震により住まいに被害を受けた方が、石川県内の公営住宅に入居する場合の費用を定額で助成し、円滑な住まいの再建を支援する。

1 対象者：次のいずれかに該当し、再建先として県内の公営住宅に入居した場合

- ① 罹災証明書の被害区分が、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊
- ② 被災者生活再建支援法第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定
 - ・災害の状況により解体した場合
 - ・長期避難を余儀なくされた場合
- ③ 応急仮設住宅等（建設型・賃貸型応急住宅、公営住宅（目的外使用））から供与期間内に退去した世帯

2 助成額：100,000円（一律）

- ・公営住宅・災害公営住宅に入居した際の[照明・コンロなどの初期設備費用相当額](#)を助成
- ・1世帯当たり1回限り
- ・世帯分離していた家族が一つの公営住宅に入居の場合は、1つの世帯とみなす。

3 遡及適用

- ・施行日以前に公営住宅に入居した場合は、施行の日から6月以内に申請することにより助成金の交付を受けることができる。